平成２５年（フ）第４４６号
名古屋市千種区仲田２―15―12　Ｗｏｒｋビル８Ｆ　キーストーン事務所内、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区栄３丁目27番７号
破産者　株式会社アスターシステム
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９号
三重県桑名市大字東方380番地１　修徳コーポ第２　202号、前住所愛知県小牧市弥生町119番地
破産者　水谷　真也
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１８５９号
大阪府豊中市長興寺北３丁目13番31―503号
破産者　株式会社セイコー・イーエム
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９１８号
大阪市港区田中２丁目11番16号
破産者　株式会社幸盛海運
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７９６号
大阪市平野区長吉長原西３丁目３番25号、商業登記簿上の本店所在地大阪府藤井寺市船橋町１番４号
破産者　株式会社アムプランニング
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５０６号
大阪市住吉区大領２丁目５番３―212号
破産者　株式会社オクトゼロワン
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６８４号
大阪市淀川区東三国２丁目10―８―216
破産者　株式会社ゼイケイプロダクト
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９８１号
大阪市淀川区西中島４丁目３番４号
破産者　株式会社山久
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５２号
最後の住所兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1142番地３、最後の本店所在地兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北１丁目206
破産者　亡マルヒデ商店こと高井秀明相続財産
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３４３号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒370番地の３―301
破産者　株式会社ケイソリューション
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２３３号
岡山市北区牟佐811番地６
破産者　有限会社エフプランコム
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８１号
鹿児島県南さつま市加世田津貫11183番地
破産者　有限会社新澤
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８６号
沖縄県うるま市石川山城1706番地の23
破産者　有限会社青山建設
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３号
群馬県桐生市境野町１丁目1276番地の３
破産者　株式会社アクシズ
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第４号
群馬県みどり市大間々町大間々474番地５、開始決定時の住所群馬県桐生市仲町３丁目14番23号
破産者　清水　浩善
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５号
群馬県みどり市大間々町大間々474番地５、開始決定時の住所群馬県桐生市新宿３丁目３番13号
破産者　清水　守一
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第９２４号
東京都練馬区高松５丁目22番11号ビームス光が丘203号、開始決定時の住所東京都日野市西平山５丁目22番地の１ハイツ石川202
破産者　寺川　直哉
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８２号
東京都立川市錦町１丁目10番３号
破産者　有限会社大野加工
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８３号
東京都立川市一番町６丁目８番地の１立川一番町東45棟103号、開始決定時の住所東京都立川市錦町１丁目10番３号
破産者　大野　眞一
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６７９号
東京都昭島市緑町１丁目19番20号
破産者　株式会社木村ブロック
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６８０号
東京都昭島市緑町１丁目19番20号
破産者　木村　光宏
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部